

LP 制作・保守サービス約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第 5 条 (納入・検収)</p> <p>(略)</p> <p>5. 当社が本ホームページの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該<u>瑕疵</u>等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならないものとする。</p> <p>6. 当社は前項に基づく<u>瑕疵</u>の修補について合理的な努力を行ったにもかかわらず、申込者から合理的な期間内に検収完了通知書を受領できなかった場合、当社がお申込者から受領すべき本サービスの対価を放棄して、直ちに本契約を解約することができるものとする。</p>	<p>第 5 条 (納入・検収)</p> <p>(略)</p> <p>5. 当社が本ホームページの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該<u>契約不適合</u>等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならないものとする。</p> <p>6. 当社は前項に基づく<u>契約不適合</u>の修補について合理的な努力を行ったにもかかわらず、申込者から合理的な期間内に検収完了通知書を受領できなかった場合、当社がお申込者から受領すべき本サービスの対価を放棄して、直ちに本契約を解約することができるものとする。</p>
<p>第 8 条 (<u>瑕疵担保責任</u>)</p> <p>1. 本ホームページに第 5 条の検収によっても発見できなかった<u>瑕疵</u>が、本ホームページの納入後 1 ヶ月以内に発見された場合、当社は第 21 条 1 項③号に基づく月 1 度の修正・更新の際に合わせてその<u>瑕疵</u>を修補するものとする。</p> <p>2. 前項の<u>瑕疵</u>が重要でない場合であって、その修補に過分の費用を要するときは、当社は<u>瑕疵</u>を修補することを要しないものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第 8 条 (<u>契約不適合責任</u>)</p> <p>1. 本ホームページの<u>種類又は品質</u>が契約の内容に適合しないこと(以下「<u>契約不適合</u>」という。)が第 5 条の検収によっても発見されずに、本ホームページの納入後 1 ヶ月以内に発見された場合、当社は第 21 条 1 項③号に基づく月 1 度の修正・更新の際に合わせて<u>契約不適合</u>となった箇所を修補するものとする。</p> <p>2. 前項の<u>契約不適合</u>が重要でない場合であって、その修補に過分の費用を要するときは、当社は<u>契約不適合</u>となった箇所を修補することを要しないものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第 28 条 (残存条項)</p> <p>本契約の解除後も第 8 条 (<u>瑕疵担保責任</u>) 乃至第 17 条 (課金開始日前の解約又は解除に伴う措置)、第 19 条 (当社のグループ会社間の情報共有)、第 23 条 (禁止事項)、第 24 条 (データの削除)、第 27 条 (不可抗力)、本条、第 29 条 (準拠法及び管轄合意)、第 30 条 (協議事項) 及び第 31 条 (個人情報の取り扱い) の条項は効力を有するものとする。</p>	<p>第 28 条 (残存条項)</p> <p>本契約の解除後も第 8 条 (<u>契約不適合責任</u>) 乃至第 17 条 (課金開始日前の解約又は解除に伴う措置)、第 19 条 (当社のグループ会社間の情報共有)、第 23 条 (禁止事項)、第 24 条 (データの削除)、第 27 条 (不可抗力)、本条、第 29 条 (準拠法及び管轄合意)、第 30 条 (協議事項) 及び第 31 条 (個人情報の取り扱い) の条項は効力を有するものとする。</p>
<p>2017 年 4 月 1 日施行</p>	<p>2017 年 4 月 1 日施行</p>

2020 年 5 月 1 日改訂

2020 年 5 月 1 日改訂  
2023 年 2 月 28 日改訂

以上